

第5章 大綱ならびに基本方針の明示

第1節 大綱

本史跡の本質的価値と現状・課題をふまえて、史跡の目指すべき将来像を「大綱」として次のとおりを示す。

1. 江戸時代末期の海防情勢と近世砲台の様相を知るうえで重要な史跡として永く後世に残す。
2. 土佐藩砲台跡と須崎湾とのかかわりを含め、往時の情景や歴史的背景が体感できる整備を目指す。
3. 本質的価値を調査研究で掘り起こし、土佐藩砲台跡の価値を最大限に活かした公開・活用を実施する。

第2節 基本方針

第1節の大綱を実現させるために、調査・研究、保存管理、活用、整備、運営体制について基本方針を示す。

(1) 調査・研究の基本方針

- ・本質的価値を構成する諸要素の調査研究を計画的に実施し、本質的価値を深化させる。

(2) 保存管理の基本方針

- ・本質的価値を構成する諸要素である石垣、塁台、胸牆等を確実に保存し、後世に継承する。
- ・国史跡名称碑の設置や史跡境界の周知の改善により、史跡指定範囲を明示する。
- ・建造物の適正管理を行う。
- ・遺構の状態確認や清掃、植生管理などの日常的な維持管理を継続して行う。
- ・本史跡から須崎湾への眺望の改善を目指し、当時の姿を感じられる場を提供できる環境づくりに取り組む。
- ・土佐藩砲台の往時の姿を可能な限り保存するため、将来的に公有地化や追加指定を目指す。

(3) 活用の基本方針

- ・積極的な活用を通じて、史跡の保護意識醸成及び本質的価値の理解を促進する。
- ・史跡の理解を深めるため、既存公共施設等へのガイダンス機能の増設と充実を図る。
- ・学校教育や社会教育の場として活用を推進し、史跡の価値をより広く学習することができる機会を創出する。
- ・地域とともにまちづくりの一環として活用を図る取組を行う。

(4) 整備の基本方針

- ・本質的価値が理解される効果的な整備を行う。
- ・史跡を適切に保存・活用するための整備を計画的に実施する。
- ・既存設備の有効性や配置を再検討し、必要に応じて修繕等の維持管理を行う。
- ・来訪者が史跡の理解ができるようサイン施設の充実等の整備を行う。
- ・土佐藩砲台跡への交通アクセス環境の課題解決を目指す。
- ・来訪者が安全かつ快適に史跡を利用できる整備を行う。
- ・「須崎西砲臺」(p. 12) を参考にしながら、往時の姿を再現できる整備を目指す。

(5) 運営体制の基本方針

- ・本史跡を管理している須崎市教育委員会は、史跡の本質的価値の保存継承に向けた体制を構築する。
- ・庁内との連絡調整体制を設け、関係課と連携した体制整備を進める。
- ・地元住民との協働による史跡保護の取組が進められるよう、体制整備を構築する。
- ・本史跡の状態確認や清掃など日常的な維持管理の体制を構築する。

第6章 4章ならびに5章に基づく方向性等の明示

第1節 調査・研究の方向性と方法

1 方向性

本史跡を構成する諸要素には、石垣、石階段、外堀、外堀（石垣）、墨台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）、煙硝薬室跡（薬室）がある。これらの諸要素を含めた遺構について、調査・研究を実施し、本史跡の本質的価値をより深化させ、保存・管理に向けて、記録を残す。

2 方法

（1）石垣の調査や記録

本史跡の石垣については、令和6年度に石垣自体の計測、石垣を含む史跡全体の地形測量及び石垣を構成している石材の割れや抜けの目視確認を行っている（「第2章第4節3 現況計測」参照）。今回の調査をふまえて、より詳細な石垣の状況を記録する必要があるため、石垣カルテの作成を進める。石垣カルテの作成にあたっては、現時点で確認できる面を対象として大きさや劣化の状況を確認し、記録する。

調査を行う際は、石材の割れや剥離の劣化により、孕みが進行している箇所を優先的に行う。

（2）発掘調査

本史跡の保存活用を進めていくためには、本史跡を構成する諸要素である石垣や墨台、胸牆などの各遺構の調査研究を行う必要があることから、発掘調査により各遺構の規模や構造、改変箇所等の把握に努める。

また、外堀は史跡指定範囲外にも範囲が及ぶことが想定されることから、発掘調査によりその範囲の把握に努め、必要に応じて追加指定を図る。

（3）文献資料調査

本史跡の当時の姿がこれまでよりも明らかになるよう、本史跡に関する文献資料の把握調査・研究を積極的に実施するとともに、本史跡の周辺状況や後世に改変を受けた箇所についても調査を進めていく。

第2節 保存管理の方向性と方法

1 方向性

第1節の結果をふまえ、本史跡の本質的価値をより明確化したうえで、本質的価値を構成する諸要素を確実に保存する必要がある。そのため史跡指定範囲を明示し、適切な本質的価値の維持や状態把握に努めるほか、史跡指定地内にある建造物の撤去を検討する。また、現状変更等の取扱基準を定め、史跡の本質的価値が損なわれないよう保存・管理に努める。さらに地震や大雨等の自然災害から本史跡を守るため、『高知県文化財保存活用大綱』、『須崎市地域防災計画』に従い、災害時の対応に努める。

2 方法

2-1 基本的な保存管理の方法

(1) 遺構保存

遺構は基本的に現状保存とする。各遺構の状態について適宜確認し、復旧が可能となる記録を行う。特に石垣については孕みの進行状況を継続的に観察し、定期的な現状確認を実施する。

なお、遺構の保存状態の変化や構造的な懸念が認められた場合には、優先的に保護措置をとる。

(2) 標識（国史跡名称碑）の設置、史跡境界周知の改善

文化財保護法第115条第1項に基づき、早急に史跡名称を示す標識（国史跡名称碑）を設置する。また、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分については境界周知の改善を行う。

(3) 建造物の撤去の検討

第3章で分類した構成要素の分類に基づき、遺構との関係に応じて撤去を含めた建造物の取扱方針を検討する。また本史跡から須崎湾への景観を維持するためにも、将来的には移転・撤去に向けて調整する。

(4) 植生の管理

樹木による遺構への影響や史跡内の景観を考慮し、必要に応じて伐採も視野に入れて樹木管理計画の作成を含めて検討し、維持管理を行う。

(5) 定期的な巡回や清掃

本史跡の定期的な巡回や清掃によって、本質的価値を構成する諸要素のき損がないかを含め史跡の現状を把握し、被害が拡大しないよう早期発見に努める。

(6) 現状変更の取扱

現状変更の行為について、取扱方針や取扱基準を明確にし、厳密に運用することにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

a) 現状変更の取扱方針及び取扱基準について

現状変更は、文化財保護法第125条第1項に「史蹟名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りではない。」とあり、史跡指定地内において現状変更の行為を行おうとするときには原則文化庁長官の許可を受ける必要がある。また、現状変更の行為のうち軽微なものについては、文化財保護法第184条第1項の2及び文化財保護法施行令第5条第4項の1によって現状変更の許可、取消し、停止命令等の事務処理が須崎市教育委員会に権限が委譲される。

b) 法令で定められている現状変更の取扱基準

①現状変更の許可申請が必要な行為

①-1) 文化庁長官による許可申請

文化財保護法第125条第1項に、史跡の現状を変更する、または史跡の保存に影響を及ぼす行為をする際は、原則文化庁長官の許可を受けなければならないとある。

具体的に許可が必要な行為は以下のとおりである。

- ・建築物、工作物の増改築、撤去
- ・整備による掘削、切土、盛土等の土地改変
- ・道路の新設、拡幅、舗装
- ・樹木の植栽、伐採
- ・史跡の保存、活用、整備のために必要な工作物の新設
- ・発掘調査
- ・上記以外で史跡の保存に影響を及ぼす行為

①-2) 須崎市教育委員会による許可申請

上記の行為で原則文化庁長官の許可が必要である一方で、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定された現状変更については、文化財保護法第184条第1項第2号の規定により都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。とある。

具体的な行為は以下のとおりである。

- ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物（2階以下で、地階を有しない木造または鉄骨造の建築物で建築面積120㎡以下）の新築、増築または改築
- ・建築の日から50年を経過していない小規模建築物の増築または改築、除却
- ・工作物（建築物を除く）の設置もしくは、設置の日から50年を経過していない工作物の改修または除却
- ・土地の形状を変更しない道路の舗装、修繕
- ・史跡の管理に必要な施設の設置または改修
- ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管等の設置または改修
- ・木竹の伐採

- ・史跡の保存のため必要な試験材料の採取

c) 現状変更の許可申請が不要な行為について記載

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書の規定により、現状変更について許可を受けることを要しない場合は、維持の措置、災害に伴う応急措置、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合である。現状変更の許可が不要な場合について、下記のとおりである。

許可申請が不要な行為	現状変更等の取扱基準
維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡のき損、衰亡している場合の現状復旧 ・ 史跡のき損、衰亡している場合の拡大防止のための応急措置 ・ 史跡の一部がき損、衰亡しており、現状復旧が不可能な場合の当該部分の除去
災害に伴う応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震、台風等の災害時による被害箇所の応急措置及び被害拡大防止措置 ・ 被災後の崩壊工作物、倒壊樹木、土砂等の除去 ・ 立ち入り禁止柵等の工作物の設置
保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定地内の清掃、除草、樹木の剪定等の日常的な維持管理 ・ 既存仮設物（移動式ベンチ、テーブル）の移動 ・ 倒木・危険枝の除去、建築物・工作物の小規模な修繕 ・ 土地形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置

d) 本史跡における現状変更等の取扱基本方針

本史跡の保存・活用を目的とした調査や整備以外で、本質的価値を構成する要素に対して悪影響を及ぼす行為、大規模な地形の改変、景観に悪影響を及ぼす行為については原則許可しない。

e) 本史跡における現状変更等の取扱基準

本史跡における構成要素ごとの現状変更取扱基準は以下のとおりである。

構成要素		現状変更の基準	
本質的価値を構成する諸要素	石垣	原則、保存のための現状変更以外は許可しない。 ただし、史跡の保存・活用を図ることを目的とした必要最低限な発掘調査は許可する。	
	石階段		
	煙硝薬室跡（薬室）		
	外堀		
	塁台		
	胸牆（玉除土手）		
	砲眼（砲門）		
本質的価値に準ずる諸要素	改変された石垣	原則、保存を基本とするが、史跡の保存・活用を図ることを目的とした移設は許可する。	
	改変された胸牆		
	砲弾台		
	記念碑		
史跡の保存・活用に有効な諸要素	サイン施設	案内板	保存・活用のための改修・新設は許可する。 保存・活用に不要なものの撤去は許可する。
		県史跡名称碑	
		史跡の注意板	
		鉄道の注意板	
		公園利用の注意板	
		駐車禁止の注意板	
	境界杭	保存のための改修は許可する。	
	便益施設		照明灯
			公衆トイレ
			車止め
			柵
		土羽コンクリート壁	
	公園施設	集水柵	保存・活用のための改修・新設は許可する。
	衛生施設	水道蛇口	活用のための改修は許可する。
		水道管（トイレ横）	
水道管（階段横）			
史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素	公共物	カーブミラー	撤去以外許可しない。
		電柱	
		手洗い場	
	藤棚		

史跡の本質的価値に 直接関係しない 諸要素	コンクリート	シーソーのコンクリート 基礎	撤去以外許可しない。
		コンクリート構造物	
		コンクリート階段	
		コンクリート舗装道	
		コンクリートブロック	
	植栽等	樹木	整備のために必要な場合 は、許可する。
		花壇	撤去以外許可しない。
	鉄製の柵		撤去以外許可しない。
	公園施設	園路	
		場内区画線	

f) 今後想定される現状変更

今後想定される箇所での現状変更については、以下のとおりである。

種別	想定箇所（構成要素）	現状変更行為	許可権限者
発掘調査等	史跡の本質的価値を構成する諸要素に該当する構成要素すべて	史跡の保存・活用上、必要な発掘調査等	文化庁長官
修復・復元整備	石垣、煙硝薬室跡（薬室跡）	各種調査成果に基づいた修復・復元整備	文化庁長官
地形の改変	外堀、塁台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）	史跡の保存・活用上、必要な盛土・切土等	文化庁長官
建築物 工作物	公衆トイレ、車止め、照明灯、砲弾台、記念碑、手洗い場、柵、各種注意板、土羽コンクリート壁、水道蛇口、園路、場内区画線、水道管、カーブミラー、藤棚、電柱、境界杭、コンクリート構造物等、花壇、鉄製の柵	設置（土地の形状を伴うもの）	文化庁長官
		設置（土地の形状を伴わないもの）	須崎市教育委員会
		増改築・撤去（設置から50年を経過しているもの、設置年月不詳なもの）	文化庁長官
		増改築・撤去（設置から50年を経過していないもの）	須崎市教育委員会
史跡の管理等	標識（史跡名称碑）、解説板（案内板）、境界標、囲いその他の施設	設置、改修	須崎市教育委員会
樹木	樹木	伐根、植栽、植樹	文化庁長官
		伐採	須崎市教育委員会
その他	史跡の本質的価値を構成する諸要素に該当する構成要素すべて	史跡の保存・活用上、必要な試験材料等の採取行為	須崎市教育委員会

※その他、記載のない行為の許可の是非については、事前に文化庁・高知県と協議・相談を行う。

(7) 災害時の対応

災害の場合、速やかに遺構の被害状況の確認を行い、必要に応じて遺構のき損が拡大しないよう応急措置等を行う。特に石垣においては、来訪者の安全確保および遺構の保存を目的とし、景観及び維持管理の観点を考慮したうえで、ロープ柵等の設置により、適切な離隔距離を確保する措置を検討する。また、石垣崩落による壘台の陥没リスクに備え、壘台上の石垣付近にも離隔措置や周知措置を施すことを検討する。

(8) 史跡の追加指定

本史跡周辺で史跡に関する遺構が確認された場合、条件が整い次第、公有地化や追加指定を目指す。

(9) 須崎湾への眺望

本史跡から須崎湾への眺望を確保するため、周辺環境の情報収集を行いながら改善していくことを検討する。

2-2 構成要素ごとの保存管理の方法

(1) 本質的価値を構成する諸要素の保存管理の方法

a) 壘台、胸牆（玉除土手）、砲眼（砲門）

原状保存とし、土壘流出等の地形変化を未然に防ぐため定期的な巡回による点検を行う。また、長期的には必要に応じて地形測量を行うことにより正確な遺跡の現状把握に努め、全体の地形変化を確認していく。胸牆（玉除土手）の一部である石垣についても、石垣写真台帳や今後作成する石垣カルテを用いて石垣の経過観察を行い、維持管理に努める。

b) 石垣、石階段、煙硝薬室跡（薬室）

原状保存を優先することとし、令和6年度に作成した石垣写真台帳をもとに定期的な巡回の中で石垣の状態の経過観察を行う。さらに今後調査を経て作成した石垣カルテをもとに維持管理に努め、石の状態に変化がある場合には修復時に役立つ資料として記録する。

石垣の孕みが進行した場合にはクラックゲージ等を用いた動態観測を行う。また石垣崩落の対策として、必要に応じて石垣付近（前面や壘台上）にロープ柵等による離隔距離の確保や、注意板等による注意喚起を行うことを検討する。なお、当該の方法については、景観及び維持管理の観点にも十分配慮するものとする。

石材の割れ、抜け等については調査結果をもとに復旧する等の対策を検討する。

c) 外堀

平成20年度の試掘確認調査で土壘外壁下部に石垣が確認されており、遺構をき損しないよう地下の石垣の範囲を明示する等の遺構保護の対策を検討する。

また、外堀の範囲は不明確であるため、史跡指定範囲外にある外堀については周辺の情報収集を行うとともに関係者と協議しながら調査を進めていく。

(2) 本質的価値に準ずる諸要素の保存管理の方法

a) 改変された石垣

築造当時から残る石垣と同様に保存管理を行う。積み直しの際には現状の復元にとどまらず、築造当時の姿への復旧も検討する。

b) 改変された胸牆

築造当時から残る胸牆と同様に保存管理を行う。今後の発掘調査等の結果をふまえ当時の姿を体感できる整備を検討する。

c) 砲弾台

砲弾台を清掃し、将来的なあり方をふまえつつ配置する場所を検討する。また、当時の経緯等がわかるよう解説板等の設置を検討する。

d) 記念碑

記念碑を清掃し、将来的なあり方をふまえつつ配置する場所を検討する。また、当時の経緯等がわかるよう解説板等の設置を検討する。

(3) 史跡の保存・活用に有効な諸要素の保存管理の方法

a) 【サイン施設】案内板、県史跡名称碑、注意板（史跡、鉄道、公園利用、駐車禁止）

案内板や注意板（史跡、鉄道、公園利用、駐車禁止）については、内容の見直しや更新、本史跡内の設置箇所の検討を行う。また必要に応じて、新設・改修・撤去する。

県史跡名称碑は、高知県史跡に指定された際のものを設置しているが、国史跡名称碑を設置した際に来訪者に誤解を招かないよう配置を検討する。

b) 境界杭

本史跡とJR四国（旧国鉄）土讃線との境界として設置されたものである。史跡の境界を示すものであり、今後の取扱については現状維持を検討する。

c) 【便益施設】照明灯、公衆トイレ、車止め、柵、土羽コンクリート壁

本史跡の管理のための便益施設は、来訪者が安全・快適に見学するために必要な施設である。景観に配慮しつつ来訪者が快適に過ごせるよう衛生的かつ多言語化、バリアフリー化等の整備を検討する。

d) 【公園施設】集水枿

集水枿は、現在も機能しており、史跡内の排水施設として必要不可欠であることから今後も継続して利用する。

e) 【衛生施設】 水道蛇口、水道管（トイレ横）、水道管（階段横）

水道蛇口は、墨台上部と公衆トイレ付近の2か所設置されている。将来的に公衆トイレ移設後には、現在公衆トイレ付近に設置されている1か所に集約し、景観に配慮した整備を検討する。

(4) 史跡の本質的価値に直接関係しない諸要素の保存管理の方法

a) 【公共物】 カーブミラー、電柱、手洗い場

カーブミラーは現在、通行車両や来訪者の安全確認のために利用されているため、現状は維持するが、今後のあり方を検討する。

電柱は、現在の利用状況を確認のうえ、景観面を考慮し撤去・移設を含め今後のあり方を検討する。

手洗い場は、水道蛇口の集約に伴い、墨台上部からの移設を検討する。また、移設先の状況に応じて活用や更新等を検討する。

b) 藤棚

築造当時から残る胸牆上に設置されている。本史跡の築造当時の姿や現在の景観を鑑み撤去を検討する。

c) 【コンクリート】 シーソーのコンクリート基礎、コンクリート構造物、コンクリート階段、
コンクリート舗装道、コンクリートブロック

史跡指定地内にある各コンクリート物は、撤去を検討する。

d) 【植栽等】 樹木、花壇

本史跡の景観との調和及び地下遺構の保護を考慮し、樹木の伐採、花壇の撤去を検討する。

e) 鉄製の柵

本史跡の景観との調和を考慮し、撤去を検討する。

f) 【公園施設】 園路、場内区画線

園路や場内区画線は、公園施設として使用されていたものであるが、史跡の規模を鑑みても必要性は乏しいため、撤去を検討する。

第3節 活用の方向性と方法

1 方向性

市民や来訪者に広く本史跡の価値について知ってもらうために、史跡指定地内は原則公開とし、本史跡に関する情報を発信する。また、学校教育や社会教育での場を設け、子どもから大人まで幅広い世代に本史跡を含めた歴史に触れる機会を創出する。さらに地域活性化の資源として、土佐藩砲台や幕末期に関連する文化財等の周辺文化財とともに活用していく。

2 方法

(1) 情報発信

a) デジタルによる情報発信

現在、須崎市のホームページでは「須崎市の文化財」の一つとして本史跡を紹介している。土佐藩砲台跡の特設ページを設置し、今後の調査を含め、多くの方が閲覧できるようにし、併せてSNSを通じて情報発信する。

b) リーフレットの設置

現在、須崎市役所、すさきまちかどギャラリーの2か所に設置されているが、今後設置箇所を増設する。また今後の調査で明らかになったこともふまえて掲載内容の更新を随時行う。

c) 「広報すさき」の活用

本市では「広報すさき」も重要な情報源の一つであるが、文化財に関する情報が不足している。本史跡の今後の調査・整備状況の報告や市内にある文化財等の記事を掲載し、幅広く文化財について周知していく。



現在のリーフレット（一部抜粋）

(2) 学校教育

a) 副読本の作成

現在、小学生の社会科副読本『すさき』に本史跡が掲載されている。学校教育と連携して、副読本の内容の見直しを行うことで、土佐藩砲台跡の学習機会を創出する。

b) 課外学習や出前授業

学校での社会教育や郷土学習の一環として校外（課外）学習や出前授業を行うカリキュラムを作成する。将来的には市内の児童・生徒全員が一度は本史跡を訪れることを目指す。

(3) 社会教育

a) 歴史講座の開催

本史跡や幕末期をテーマとした歴史講座を開催し、多くの方が本史跡に興味を持てる機

会を創出する。

b) 既存公共施設の活用

現在、ガイドンス施設は設置していないが、既存公共施設（交流ひろばすきき、須崎市立市民文化会館等）をガイドンス施設として活用し、本史跡の紹介の展示や解説を行う。また本史跡を題材としたシンポジウムの開催も検討し、多くの方が本史跡に関して学ぶ機会を創出する。

c) 発掘調査現場の公開

今後の調査・研究に資するために発掘調査を行う際には、地元住民の見学ができるよう発掘調査現場の公開を検討する。

(4) 地域活性化・観光資源における活用

a) 地域活性化

a-1) 地域との連携

現在、推進している海のまちプロジェクトや須崎市観光協会との連携を引き続き図りながら、本史跡や周辺文化財を活用したスタンプラリーやまちあるき等のイベント開催、台場印の発行、本史跡に関連した商品の開発を行い、本史跡をより一層身近に感じられる取組を検討する。

a-2) 周遊

来訪者に身近に感じられるよう、本史跡を含めた周辺文化財の周遊動線を検討し、活用の利便性を高めるよう努める。

b) 広域観光資源

本史跡と同時期に築造された台場がある自治体や幕末期に関連する周辺地域との連携を図り、地元住民だけでなく多くの来訪者を誘致し、本史跡の価値を理解できる取組を行う。

第4節 整備の方向性と方法

1 方向性

整備事業にあたっては、発掘調査や文献調査等を十分に行い、その成果に基づいて来訪者が本史跡について理解できる整備を行うものとする。なお、整備においては地域住民へ広く周知を行いながら進めるものとする。

2 方法

2-1 保存のための整備方法

(1) 遺構の保存のための整備

石垣や土塁等の遺構を良好な状態で保存するため、調査結果の把握に基づいて本質的価値を守る整備を行う。

(2) 標識（国史跡名称碑）、総合解説板の設置及び史跡境界周知の改善

史跡名称を示す標識（国史跡名称碑）や、本史跡全体や幕末期に関する解説を掲載した総合解説板を設置し、文化財としての価値を周知する。また市道等、史跡指定範囲であることを認識することが難しい部分については、サイン施設、柵、境界杭等により境界周知の改善を行うことを検討する。

(3) 史跡指定地の保護

史跡指定地と北側市道の境界である車止めや柵が老朽化しており、史跡指定地の保護のための更新を行うことを検討する。

2-2 活用のための整備方法

(1) 本質的価値にかかる整備

遺構については、来訪者に価値が伝わるとともに維持管理が容易な整備で、史跡の景観に配慮したわかりやすい表示を検討する。また、今後の発掘調査の結果をふまえ、煙硝薬室跡、胸牆、外堀等往時の姿や景観が体感できる整備を検討する。

(2) 本史跡を理解するための整備

a) 動線整備

来訪者が快適に散策できるようサイン施設の活用等により本史跡内の動線を設定し、遺構をめぐることができる整備を行う。

来訪者の安全を確保できるよう津波や地震等の災害時の避難経路を設定する。

b) サイン施設の整備

本史跡や遺構等の本質的価値を来訪者に理解してもらうため、発掘調査や既存資料調査の結果をもとに既存の案内板の内容更新や名称板、解説板の充実を図り、適所に配置する。

来訪者が安全に散策できるよう注意板の内容更新や配置箇所、誘導サインの内容検討や

設置箇所の充実を図る。

整備にあたっては、多言語化や景観に配慮したデザイン等を検討する。

c) 便益・管理施設の整備

c-1) 公衆トイレ

本史跡の近隣で移設場所の検討を進め、条件が整い次第移設する。移設の際には衛生的かつ多言語化、バリアフリー化等の整備を検討する。移設までは、既存の公衆トイレを利用する。

c-2) 来訪者用駐車場

本史跡周辺で来訪者用駐車場を整備できる場所を検討し、整備を行う。

c-3) 柵・車止め

柵は、車両侵入防止や史跡と北側市道の境界として設置されているが、来訪者の安全面も考慮した機能を持つ柵として見直す。車止めは、車両侵入防止として設置しているが、設備として劣化しているため、修繕が必要である。なお、往時の姿に沿いながら景観に配慮しつつ配置や意匠性を検討する。

c-4) 照明灯

照明灯は、かつて3か所設置されていたが、現在は壘台の中央と西側の2か所のみである。現在の配置状況で防犯機能に問題がないか確認し、必要に応じて修繕や増設等を検討する。

d) デジタルコンテンツの活用

確認調査で発見された遺構や築造当時の様子、本史跡から須崎湾の景観を現地で視覚的に理解できるよう、スマートフォンアプリ開発やVR・AR等のデジタルコンテンツでの活用を検討する。

e) 樹木整備

壘台、胸牆、外堀及び石垣付近に位置する樹木は優先的に伐採を検討する。その他の樹木は状態を確認し、枯損木、衰弱木等の危険木については、伐採を検討する。また、眺望景観を阻害している樹木についても伐採を検討する。

第5節 運営・体制整備の方向性と方法

1 方向性

史跡の適切な保存・活用のため、本史跡を管理している須崎市教育委員会を主体とした管理運営整備を行う。保存・活用・整備の各種事業を行ううえで、庁内関係課や上位機関、有識者との連携を強化し、史跡の保存・活用にかかる指導・助言を得ながら整備を進める。また日常的な維持管理等、地域住民が参加できる体制を整える。発掘調査や保存・活用、整備等にかかる財源を確保する。

2 方法

(1) 史跡全体

本史跡の保存管理は、管理している須崎市教育委員会が適切に実施することを基本とする。このため、担当課である生涯学習課は、保存活用事業の推進に必要な文化財に関する専門知識を有する人材の確保に努める。整備事業については、生涯学習課のみならず観光や防災、自然環境、都市計画等に関連する文化スポーツ・観光課、防災課、環境未来課、建設課等の庁内関係部局との連携を強化する。

本史跡の保存・活用、整備を行う際は、文化庁や高知県及び有識者や専門家からの指導・助言を得ながら事業を推進する。

(2) 市民参画

本史跡と近世及び幕末期の文化財が関連付けられるよう、地元のガイド団体等と連携し、市内に点在する文化財等の情報を、本史跡と併せて発信できる体制を構築する。また来訪者との交流を行うことができる人材育成や活動を支援し、本史跡を後世に伝えることができる取組を行う。

日常の維持管理等の保存管理は、行政だけでなく地元住民や関係団体の理解を得ながら協力・連携できる体制を構築する。

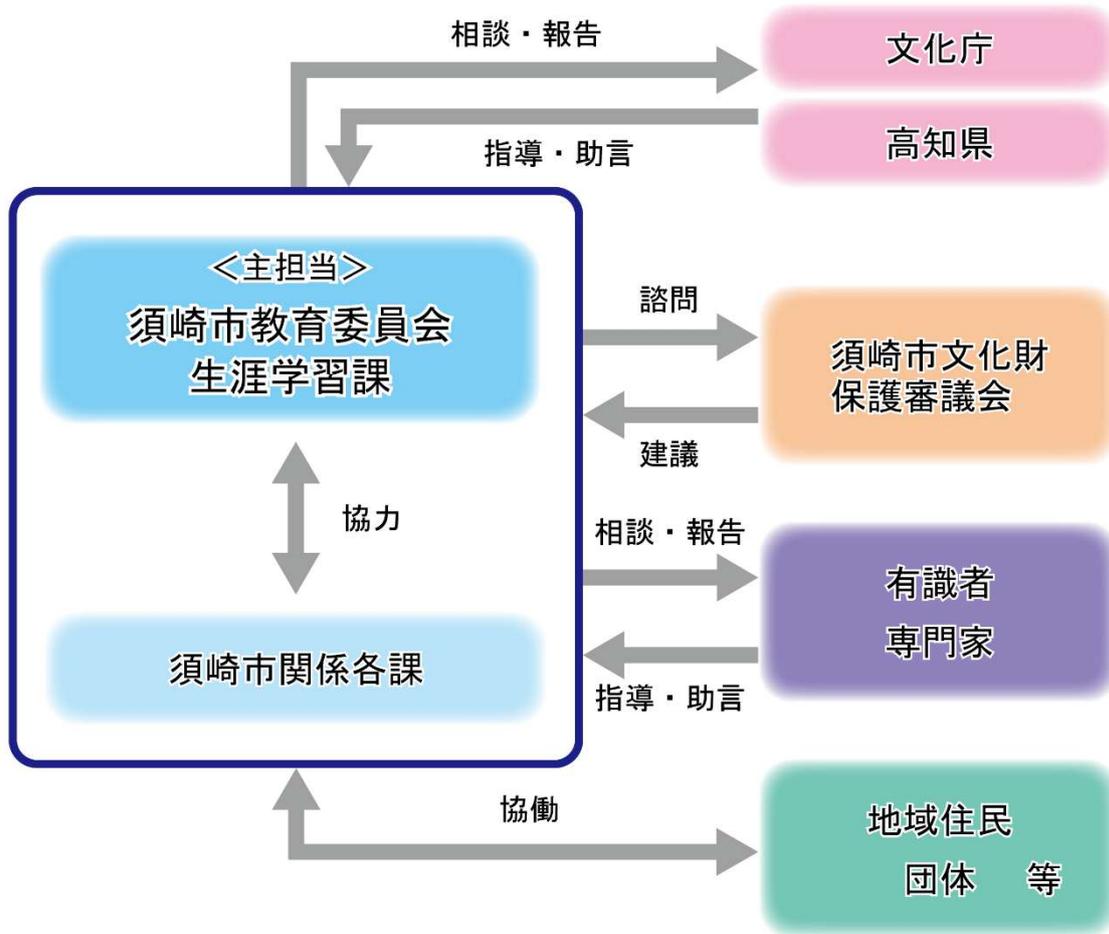


图 52 運営体制图